

2025年度 第21期ナショナル・トラスト活動助成

募集要項

(公財)自然保護助成基金
(公社)日本ナショナル・トラスト協会

助成の趣旨

希少な生きもののすみかや、将来世代に引き継ぎたい美しい風景であっても、保護区等の制度で守られず、失われていく自然がたくさんあります。このような自然を未来の子どもたちへ残していくために、自然保護助成基金と日本ナショナル・トラスト協会は、各地のトラスト活動を支援し重要な土地を確保していくための助成制度を、2005年に創設しました。

絶滅の危機にある動植物や、失われ続けている自然環境を守るために、ナショナル・トラストに取り組む、全国の方々からのご応募をお待ちしております。

助成内容

■応募資格

以下の条件をすべて満たしている団体を対象とします。

- 法人格を有していること。(NPO法人、一般財団法人、公益財団法人など)
- 非営利の活動団体で、地域の自然環境の保全を目的としていること。
- 特定の政党や宗教への偏りをもたない団体であること。
- 助成対象事業を行うための組織体制が整っていること。

* 応募資格等について事前確認いたしますので、申請をご検討の際は日本ナショナル・トラスト協会にご連絡ください。

■対象となる土地

以下の条件にすべて当てはまる土地とします。

- 絶滅危惧種など希少な野生の動植物保護や生物多様性の保全が必要な土地
- 購入または借り入れについて地権者の理解が得られている土地
- 第三者の権利(抵当権など)が設定されていない土地

■対象となる費用

以下の条件に該当する範囲とします。

(1) 自然保護のために土地を購入するための費用

例) 土地の購入代金、所有権移転登記の手続き費用

(2) 自然保護のために土地を借りるための費用

例) 土地の賃貸料

(3) トラスト団体の立ち上げにかかる費用

例) 団体のホームページ新設、団体紹介パンフレットの印刷費

(4) 実践助成を活用して取得したトラスト地に係る維持管理費用

例) ボランティアの交通費、維持管理に必要な機材・物品の購入費、
トラスト地であることを示す看板・柵・歩道等の設置にかかる費用、
寄付金の募集や活動をPRするためのパンフレット等の印刷費用

* (3)(4)の助成を受ける場合は、(1)または(2)の助成を受けることが条件です。

■ **助成金額・件数**

- ・ 第 21 期の助成金総額は 500 万円
- ・ 助成件数は 1～2 件
- ・ 助成金使用期間は、2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日まで
- ・ 1 案件につき、複数年にかけて助成金総額は 800 万円を限度とします。
- ・ 助成金総額に達した案件は、最後に助成を受けた年から1年経過後に新たに申請が可能となります。
- ・ 申請には単年度ごとの審査が必要となります。
- ・ 申請内容等をふまえ、助成金総額は審査委員会の判断で変更する場合があります。

■ **助成金活用のイメージ**

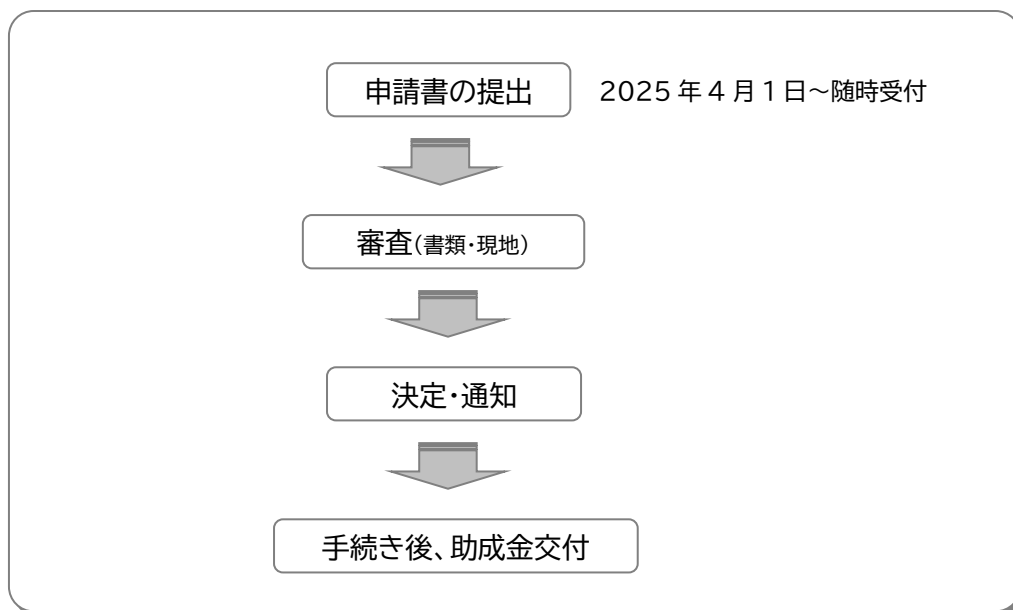
<例> 1年目に土地購入費、2年目以降は土地の維持管理費を申請するケース

経費の内訳 \ 助成期間	1年目	2年目	3年目	〇年目	計		1年目	2年目
(1)土地購入費用	300万円	-	-	...	300万円	1年 空ける
(3)トラスト団体の立ち上げにかかる費用	100万円	-	-	...	100万円	
(4)トラスト地に係る維持管理費用	-	50万円	20万円	...	400万円	
助成金額	400万円	50万円	20万円	...	800万円 限度額	

再申請可能

■応募

助成の流れは次のようになります。4月1日以降、申請書を随時受け付け、審査を行います。



■助成対象者の義務

- ・ 助成期間中に、土地の取得など申請内容に記載した活動を終了すること。
 - ・ 土地の取得又は賃貸借契約を締結した際には、登記事項証明書の写しあるいは賃貸借契約書の写しを事務局にメール等で送り、すみやかに報告すること。
 - ・ 助成期間中に、活動報告※、会計報告※を提出すること。
 - ・ 契約関係書類や領収書等は助成開始日より5年間保管すること。
 - ・ 助成金の入金前に誓約書※を提出すること。
誓約書の内容を遵守すること。
- ※助成金の交付が決定した後、規定の様式をお送りします。
- ・ 本助成を活用して取得した土地の保全や維持管理、活用の状況に関して、(公財)自然保護助成基金と(公社)日本ナショナル・トラスト協会に報告すること。(ニュースレター等の定期刊行物の送付等)

<助成成果発表会での発表>

- ・ 毎年11月末～12月上旬頃の土曜日(予定)に、東京都内で開催される(公財)自然保護助成基金の助成成果発表会(完全対面形式)で、助成成果の発表を行っていただきます。
- ・ 発表形式は口頭発表かポスター発表のどちらかで、希望する形式を選択いただきます。
- ・ 発表者1名分の会場(場所未定)までの旅費に掛かった実費は、(公財)自然保護助成基金が清算します。清算可能な旅費は以下の通りです。
 - * 助成団体の所在地から会場の最寄り駅までの往復の交通費。
 - * 日帰りが困難な場合の宿泊費。ただし、遠隔地の場合でも最大2泊まで。なるべく航空券+ホテルのパッケージツアーを利用してください。

申請手続き

■申請方法

- ・ 申請書に必要事項をご記入のうえ、必要書類と合わせて、下記申し込み先宛にご送付ください。
- ・ 「募集要項」「申請書」「提出書類の記入要領」「提出書類確認表」は、日本ナショナル・トラスト協会の「ナショナル・トラスト活動助成」専用サイトからダウンロードできます。
<https://www.ntrust.or.jp/subsidy/index.html>

■提出書類

以下の提出書類を 2 部お送りください。

提出書類	備考
申請書	規定の様式に記入(ダウンロード可)
土地の位置図	申請地の位置が分かる図面(地形図等)
土地の現況を示す写真	
土地の登記事項証明書	写し可
公図	写し可
土地の固定資産課税証明書など	写し可。固定資産税の課税額が分かるもの。
定款あるいはそれに準ずる規約	
役員名簿	
最新の収支決算書	
提出書類確認表	1 部で可

■問い合わせ・申し込み先

公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会
〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル 助成金係宛
TEL 03-5979-8031
FAX 03-5979-8032

選考・交付

■選考方法

選考は、自然保護助成基金と日本ナショナル・トラスト協会とが、以下に示す選考基準に基づき、書類審査(1次審査)と現地審査(2次審査)を行います。

審査の結果は、直接文書で通知します。なお、審査途中での採否の問い合わせには応じることができませんのでご了承ください。

■選考基準

(1)～(3)の事項について審査を行い、土地の重要性、土地を取得する緊急性、土地の取得により期待される効果の観点から優先順位の高いものを選定します。

(1) 法制度による地域指定に係る事項

自然公園法など自然保護に関する法制度上、どのようなゾーニングになっているか。土地利用の規制が強いエリア内にある場合は、本助成の対象外とすることがある。

(2) 生物多様性および自然景観の保全に係る事項

(公財)自然保護助成基金と(公社)日本ナショナル・トラスト協会が生物多様性保全上、重要/必要だと認める土地であること。

(3) トラスト地の維持管理に係る事項

土地の購入あるいは借り入れについて地権者の理解が得られること。
トラスト地の維持管理を確実にできること。

■交付

自然保護助成基金と日本ナショナル・トラスト協会が誓約書の内容を確認し次第、自然保護助成基金より送金します。